

(500kw 以上)を受けているものだけが本部門に含まれる。

(品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物

- (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|----------|
| 4132-03 | 4132-031 | 電気通信施設建設 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

(品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物

- (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|----------|
| 4132-09 | 4132-099 | その他の土木建設 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ② 土地造成：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間の行う土地造成工事
- ③ その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道

路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

- (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

10 電力・ガス・水道

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------------|
| 5111-01 | 5111-001 | 事業用電力 |
| 5111-02 | | 事業用原子力発電 |
| 5111-03 | | 事業用火力発電 |
| 5111-03 | | 水力・その他の事業用発電 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 33「電気業」のうち自家発電を除く活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 4010 電気生産・送電・配給業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 5111-04 | 5111-041 | 自家発電 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 33「電気業」のうち自家発電を範囲とする。ただし、鉱工業部門などにおいて最大出力 1,000kW 以上の発電設備を有し、常時発電をしており、電力を販売することを主たる目的としない活動を対象とする。

(注 意 点) 本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門が設定されている。

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 5121-01 | 5121-011 | 都市ガス |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 34「ガス業」の活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 4020 ガス製造業：導管によるガス燃料供給業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 5122-01 | 5122-011 | 熱供給業 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 35「熱供給業」の活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 4030 蒸気及び温水供給業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|----------|
| 5211-01 | 5211-011 | 上水道・簡易水道 |

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 361「上水道業」のうち、船舶給水業を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

(注 意 点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。

② 船舶給水業については「7189-02、-021 水運施設管理★★」に含める。

(対応する ISIC) 4100 水収集・浄化・供給業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 5211-02 | 5211-021 | 工業用水 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 362「工業用水道業」のうち、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

(注 意 点) 地方公共団体以外の者が行う工業用水道事業(上水道を含む)並びに「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「5211-01、-011 上水道・簡易水道」に含まれる。

(対応する ISIC) 4100 水収集・浄化・供給業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-------|
| 5211-03 | 5211-031 | 下水道★★ |

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 363「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(注 意 点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「5212-01、-011 廃棄物処理(公営)★★」に含まれる。

(対応する ISIC) 9000 下水道及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-------------|
| 5212-01 | 5212-011 | 廃棄物処理(公営)★★ |

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 85「廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

(対応する ISIC) 9000 下水道及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-----------|
| 5212-02 | 5212-021 | 廃棄物処理(産業) |

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 85「廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動の範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

(対応する ISIC) 9000 下水道及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

11 商業・金融・保険、不動産

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 6111-01 | 6111-011 | 卸売 |

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 49～54の「卸売業」の活動を範囲とし、その生産額は、